

我孫子市告示第7号

街区の区域を新たに画すとともに、既存の街区の区域を変更するので、我孫子市住居表示に関する条例（昭和41年条例第32号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月17日

我孫子市長 星野順一郎

1 新設区域

台田2丁目3街区及び4街区

2 変更区域

台田2丁目2街区

3 街区符号及び街区界

別紙のとおり

4 実施期日

平成30年2月1日

5 住居番号について

実施期日において、新設する街区に住居番号を付すべき建物は存在しない。また、変更する街区に既に存在する建物の住居番号は変更しない。

対象図面

【我孫子市台田2丁目】

凡例



3番街区

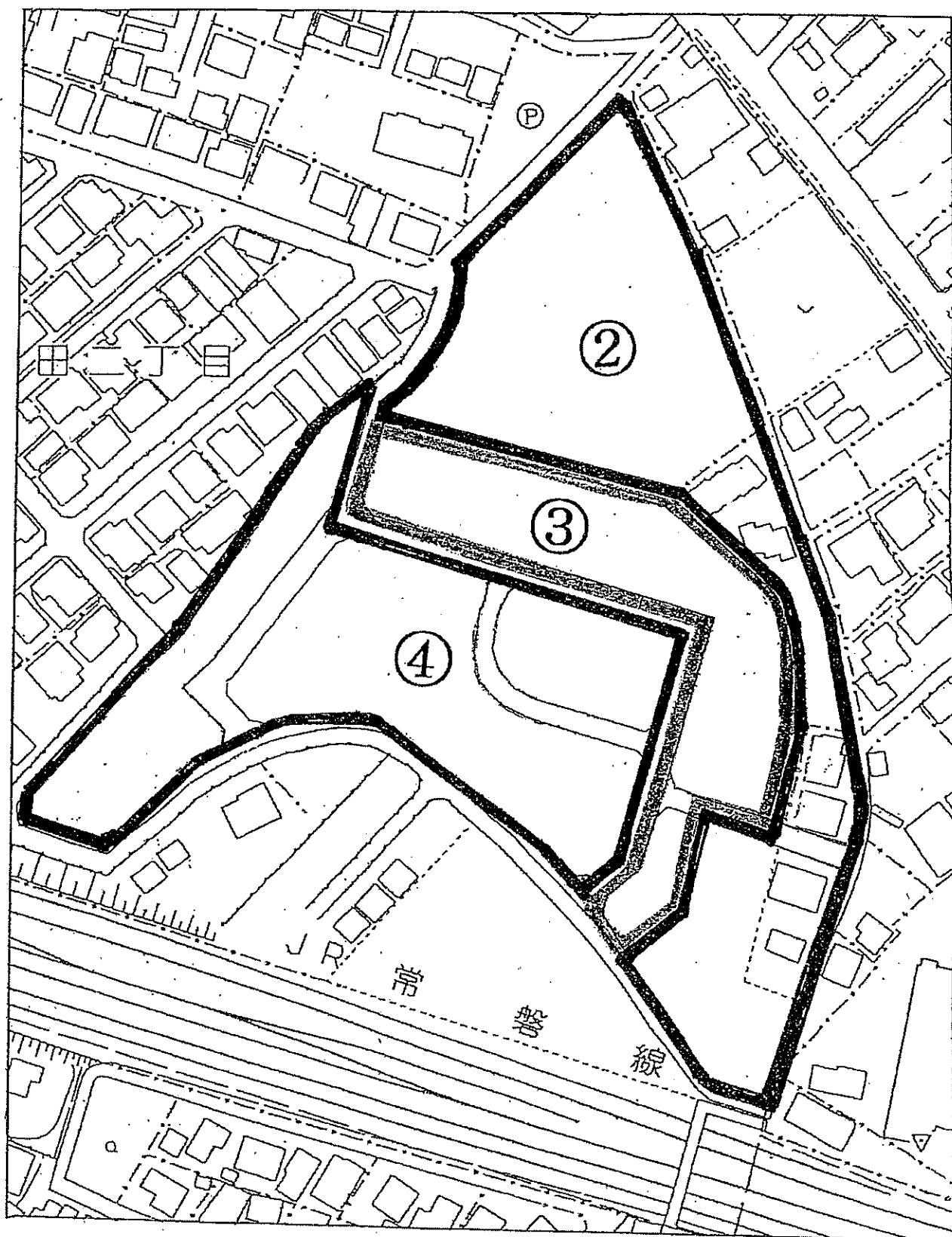


4番街区



2番街区より分離

変更後



対象図面

凡例

【我孫子市台田2丁目】

変更前

2番街区

N

